工　事　特　記　仕　様　書

1　工事番号

　　多教中ト　第３号

2　工事名

　　北陵中学校トイレ洋式化改修工事

3　工事場所

　　多治見市旭ケ丘10丁目６番地の82　地内

4　工事概要

⑴　北陵中学校において、次のとおり工事するもの。

　①　屋外トイレ洋式化改修　一式

⑵　建物概要は、次のとおり。

　①　対象建物

　・　建物名称　窯業炉室・倉庫・トイレ

　・　構造　　ＣＢ造

　・　階数　　地上１階

　・　床面積　　59.80m2（トイレ　15.85m2）

　・　建築年月　昭和54年８月

5　特記事項

⑴　工事の着手に先立ち、一週間前には書面により学校に工事の内容を説明し理解と協力を求める。

⑵　現場での作業、特に騒音・振動を伴う作業は、冬季休業日（12月27日から１月６日まで）に集中するよう努め、学校行事の日時に留意し、必要とあれば作業を中止する。

6　一般事項

⑴　設計図書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修による次に掲げる図書（以下「標準仕様書」という。）を適用する。

　①　公共建築工事標準仕様書（令和７年版）
　　（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

　②　公共建築改修工事標準仕様書（令和７年版）
　　（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

　③　建築物解体工事共通仕様書（令和４年版）

⑵　全ての設計図書は、相互に補完する。ただし、設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は、次の順番のとおりとし、監督員の承諾又はその指示による。

　①　質問回答書　　④　仕様書

　②　工事特記仕様書　　⑤　標準仕様書

　③　図面　　⑥　公共規格及びこれに準ずる規格

⑶　設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議し、承諾又はその指示による。

⑷　官公署その他への関係機関への届出手続等について、当該工事に必要な諸届、諸手続きは遅滞なく受注者において行う。

7　電子納品

本工事は電子納品の対象工事とする。

⑴　受注者は、「岐阜県電子納品要領」の規定に基づき電子納品にて完成書類を提出すること。ただし、「多治見市工事等の監督及び検査要領」の規定に基づく、別表第１に掲げる書類については、書面を提出する。

⑵　提出内容に疑義が生じた場合は、監督員と協議する。

8　建設副産物の処理及び処分

⑴　建設副産物の処理は、リサイクルを原則とし「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「再生資源の利用の促進に関する法律」、「建設副産物適正処理推進要綱」及び「岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱」の規定を厳守し、「建設廃棄物マニフェストシステム実施要綱」により適正に行う。

⑵　撤去部にアスベスト、鉛、PCB等有害物質を含む材料が使用されていることが確認された場合は、監督員と協議する。

⑶　原則、三の倉センター及び大畑センターへの持込は行わない。

9　建築材料

工事に使用する材料は、設計図書に規定する同等のものとし、その品質及び性能を有することの証明となる資料を監督員に事前に提出する。また、設計図書に規定されていない材料は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている調達品目をできる限り使用するよう努める。

10　環境配慮

⑴　電子メール等の積極的な活用や車のアイドリングストップなどの環境配慮に努める。

⑵　使用する消耗品等については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に規定されている調達品目等の環境への負荷が小さいものを使用するように努める。

⑶　下記事項に留意すること。

①　水質汚濁、大気汚染、騒音はそれぞれに係る環境基準等を遵守する。

②　建設機械は、低騒音、低振動、環境対策型建設機械を使用する。

③　廃棄物の発生抑制、減量化及びリサイクルをする。

④　発生する副産物は、再利用を基本とし、廃棄物が適正に処理・処分する。

⑤　エコマーク商品等の環境に配慮した商品を積極的に使用する。

11　動力用水費

工事に係る電力、水等の動力用水費は、受注者の負担とする。なお、施設又は敷地における電力及び水を使用する場合には、使用場所、使用期間、使用料の支払方法等について、管理者と十分協議し承諾を受けてから使用する。

12　安全確保

法令に基づく安全対策等を施し、事故防止に十分注意する。また、作業区域と施設利用者等の動線を仮囲等で完全に区画する。

13　作業日程等

作業日程は、施設管理者と協議し決定する。ただし、騒音の発生、及び大型車両による資材の搬入等、危険を伴う恐れのある作業は、学校が事前に承諾した日時とする。

14　工事実績データ作成、登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）入力システム（（財）日本建設情報総合センター）に基づく、入力システム（（財）日本建設情報総合センター）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた後に、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。

また、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は変更時の提出を省略できるものとする。

15　妨害又は不当要求に対する通報義務

⑴　受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。

⑵　受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。

16　注意事項

受注者は、各作業の着手に先立ち、監督員と緊密な連絡を図り、十分打合せを行う。

また、工事中に既存の構築物、道路等に損傷を与えた場合は、直ちに受注者の責任において復旧する。

以上